

令和3年3月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和3年3月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和3年3月26日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室3
- 出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員（教育長職務代理者）
中村委員
岩崎勤委員
- 欠席委員 赤木信之委員
- 教育委員会事務局
次長兼学校教育課長 佐山敦勇，参事兼指導課長 鶴見力男，
生涯学習課長 斉藤伸明，スポーツ振興課長 駒井勝男，
学校教育課課長補佐 佐々木健，学務係長 和泉田真

1 付議案件

- (1) 議案第 8号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について
- (2) 議題第 9号 結城市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について
- (3) 議案第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の一部を改正する規則について
- (4) 議題第11号 結城市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (5) 議題第12号 結城廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 報告第 9号 教育長報告
- (2) 報告第10号 結城市教育委員会準公金取扱規程の制定について
- (3) 報告第11号 結城市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程について
- (4) 報告第12号 結城市教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程について
- (5) 報告第13号 結城市教育委員会告示の読点の表記を改める要項について
- (6) 報告第14号 結城市奨学金給付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
- (7) 報告第15号 結城市教育委員会事務決裁規定の一部改正について
- (8) 報告第16号 結城市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
- (9) 報告第17号 学校医の解嘱について
- (10) 報告第18号 「結城市学校施設個別施設計画」に係るパブリックコメントの実施について
- (11) 報告第19号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の一部を改正する告示について
- (12) 報告第20号 結城市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱の一部を改正する規程について
- (13) 報告第21号 史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画の策定について

- 学校教育課長 それでは、改めて教育委員会を始めさせていただきます。なお、本日の定例会の傍聴の希望者はありませんでした。
- 教育長 それでは、小林教育長より開会宣言をお願いいたします。
- 教育長 それでは、本日の出席委員は3名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月教育委員会定例会を開会いたします。議事に入る前に、定例会の会議録署名人の指名をいたします。中村委員に署名をお願いいたします。
- 中村委員 はい。
- 教育長 よろしくをお願いいたします。
- 教育長 それでは、これより議事に入ります。
- 教育長 議案第11号、第12号及び報告第17号につきましては、人事案件でございます。委員の皆様、結城市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。
- 教育長 （「はい」と呼ぶ者あり）
- 教育長 ありがとうございます。
- 教育長 それでは、非公開といたします。
- 教育長 続きまして、次第2、本日の議案上程は5件でございます。
- 教育長 まず、議案第8号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について、事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第8号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について

- 学務係長 それでは、次第の1ページをお開きください。
- 学務係長 議案第8号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について。
- 学務係長 上記議案を提出する。
- 学務係長 令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
- 学務係長 2ページをご覧ください。
- 学務係長 こちらは規則改正の公布文になります。こちらの改正についてご説明いたします。
- 学務係長 令和2年度と同様に授業時数の確保、適正な評価を実施するため、令和3年度に限り2学期制を導入するための規則改正になります。付則に特例として規定することで、時限的内容になります。
- 学務係長 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 教育長 ただいま事務局から議案第8号の説明がございました。
- 教育長 ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 教育長 今年度は4月、5月が臨時休業というようなことでしたが、来年度は特段臨時休業等はありませんが、このコロナ禍、そして教職員の授

業の準備，また児童生徒への関わりをしっかりとっていくために，2学期制で通知表とか学期末の教員の事務的なものの軽減を図って，子供たちへの指導，関わりの充実を図っていこうというものでございますので，前の定例教育委員会的时候にもご意見等を頂戴したところでございます。この内容でもしよければ，来年度進めていきたいというようなところで，各学校2学期制を想定した行事予定で組んで計画をしているところでございます。

この件についてはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

質疑がなければ，議案第8号についてお諮りいたします。

議案第8号について，原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手満場。

それでは，議案第8号は原案のとおり決定いたします。

では，保護者，PTAの役員さんのほうにはもうこういう方向で進めていくというようなことでお話等は進めながら，この年度内で動いているところでございます。

◎議題第9号 結城市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について

教育長

それでは，続きまして，議案第9号 結城市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について，事務局より提案説明をお願いいたします。

学務係長

それでは，次第3ページをお開きください。

議案第9号 結城市教育委員会規則の読点の表記を改める規則について。上記議案を提出する。

令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

続きまして，4ページをご覧ください。

こちらは規則改正の公布文になります。こちらの改正は令和3年4月1日に施行される結城市条例の読点の表記を改める条例に合わせ，結城市教育委員会規則の中のカンマをテンに改めるものでございます。こちらは文化庁文化審議会国語分科会からの報告によるもので改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

ただいま事務局から議案第9号の説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員さん。

中村委員

こういうふうなものは規則で決まっていると分らなかったのですが，規則なのですよね。コロンでよく横のレイアウトの場合にはカンマでと言われたのですけれども，それは縦横関係なくということですか，これは。

- 学務係長 文書につきましては縦横関係なく、結城市の場合はカンマということで区切りを作っておったわけですが、このたびの改正をもちましてテンに変えるということで統一になります。
- 教育長 読点で、カンマではなくて。縦も横も同じでございます。これはもう県のほうは1月からもう既に改正して動いています。最近、文化庁のほうでも発信しているのですが、教科書なんかもそういうふうにしていこうというような流れが今出ている。教科書はもう出来上がっちゃっているでしょうから、その辺の対応がどうなるかは不明でございますが。
- 中村委員 規則改正の前は、これは区別はちゃんともうされていたのですか。カンマと点は。
- 学務係長 規則、それから訓令、告示、それぞれの例規があるのですが、それぞれにこういった定めがございますので、改正する場合はそれぞれで改正しなければならないのですが、今までもカンマについては統一されて、全てカンマで区切りを作っていたというところになります。カンマと点が混じっていたということはございません。
- 教育長 横書きはカンマ、縦書きはテン。
- 中村委員 でも、そういう点はなかったというから、結局縦横カンマだったんじゃない。
- 教育長 縦はテン、句読点はテンですよ、読点は。
- 中村委員 いや、今の説明だと。私が教えてもらったのは、横のレイアウトの場合にはカンマで縦はテンでというように、先輩に教えてもらって、それはきっと……。
- 学務係長 ちょっと縦書きにつきましては、基本的に公文書で市が持っているものが少なく、あまりないものですから、ちょっとそれはお調べさせていただきます。申し訳ありません。
- 中村委員 大丈夫です。前もそういうふうな規則にちゃんとあったのかなと思って。分かりました。
- 教育長 これは今のところ、この資料を含めてカンマが使われていますけれども、今度4月からはこういう資料もみんな点になっていくということで。そのほかよろしいでしょうか。
- (発言する者なし)
- 教育長 質疑がなければ、議案第9号についてお諮りいたします。
議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。
- (賛成者挙手)
- 教育長 ありがとうございます。挙手満場。
それでは、第9号議案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の一部を改正する規則について

教育長 続きますして、議案第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の一部を改正する規則について、事務局より提案説明をお願いいたします。

生涯学習課長 資料5ページになります。

議案第10号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の一部を改正する規則について。

上記議案を提出する。

令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

こちらの規則の改正につきましては、令和3年4月1日より結城市の関係条例にあります押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、教育委員会規則に関しましての同じように規則の改正を行うものです。内容といたしましては、6ページのところに書いてありますが、規則等に基づく申請書類のところに、氏名を書く欄のところに最後に印という文字が書いてあるのですけれども、今回改正により、この印という文字を取るということになります。関係する結城市教育委員会規則というのが、第1条の結城市スクールソーシャルワーカー設置規則、第2条の結城市教育支援センター運営規則、第3条の結城市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則、第4条の結城市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則、第5条の結城市集会所管理運営規則で、次のページ、第6条の結城市立学校体育施設開放規則、この6つの規則に関するその中に書いてある氏名のところの印を全て削除するということになります。

以上です。

教育長 事務局から、議案第10号の説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

もう印は押さないということですよ。結果的には、手続としてはこれを削るということは。それでよろしいですね。いや、削ってあっても印を押すというのじゃ。ほら、よく名前のところ重ねてなんてやっていたのでは。それがないと。かしこまりました。

質疑よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 質疑がなければ、議案第10号についてお諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

◎議題第11号 結城市文化財保護審議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

<非公開部分削除>

◎報告第 9 号 教育長報告

教育長

次に、次第 3、報告事項に入ります。案件は 1 3 件でございます。
報告第 9 号は教育長報告になりますので、私から報告をいたします。
お手元の資料 1 2 ページをお願いいたします。
報告第 9 号 教育長報告について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和 3 年 3 月 2 6 日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
1 3 ページにお進みください。

1、令和 2 年度市内中学生進路状況についてでございますが、2 次募集も終わりました、一応最終形というようなところでございます。括弧は昨年分、そして現在結城中のその他のところに相談中、1、男子が表記されていますが、2 次募集とも挑戦したのですが残念ながらということで、現在その後の進路について学校と保護者、本人等で相談中であると。これがその後何か決定したとか報告がありましたか。

指導課長

通信制のところはまだ募集しているということで、そちらのほうに応募していくというようなところまで進んでおります。

教育長

かしこまりました。

続いて、2 番の卒業式参加についてということで、中学校、小学校、それぞれ卒業式が挙行されたところでございますが、当日の卒業式に参加はかなわなかった児童生徒が数名いるところですが、そこに表記されているようなそれぞれの学校で、そしてその児童生徒については、午後であるとか別日に本人または保護者に手渡しというようなことで確認をしたところでは、小学校の女子 1 名については、どうしても本人に渡すことが難しかったので、母親がというような状況でございます。それ以外については、本人に校長より授与しているところがございます。

3 番の定期人事異動のまとめについて。

既にご案内のような異動が内示されたところでございますが、定年退職については校長、教諭等で合わせて 8 名、さらには普通退職で 2 名。管理職登用につきましては、そこに校長を登載というようなことで、今年度登載残になっていました江川南小の本橋教頭さんが校長で昇任されて異動と。それ以外の副校長さん、教頭さんについては、今年度の登用というようなことになるところです。また、教頭の登載については 3 人に教頭として登載の一発展開でございますが、お二人、上山川小の高橋教諭、そして結城西小の藤原教諭については登載残ということで、来年同じ学校で勤務いただいで、次の展開を待つと。年度中途の昇任とかそういうのも、状況によっては出てくるころではございますが、そのような状況になっていると

ころでございます。また、県立学校等に異動ということで、結城特別支援学校のほうには城西の外山教頭先生がそのまま教頭職でと。古河中等教育学校については、東中の大澤教諭が、もう事務所のほうからぜひというような指名推選をいただいて、本人のこれまでの活躍、経歴等で依頼があって、本人もぜひというようなところで異動が整ったところでございます。

転入者、採用者についてはそこにあるような状況でございます。

(5)の事務職員の昇任ということで、叶谷結城小の係長が学校主査に、そして江川北小の佐藤主任が係長に昇任を4月1日付でということで、内示があったところでございます。

4番、その他ということで、辞令交付式について、3月31日、4月1日というような状況、期日でございますが、4月1日については各学校長より各学校において転入者について辞令交付を行うと。そして、校長等については退勤後、転入してくる校長さんについては教育長より辞令交付を直接行うということで予定をしているところでございます。また、入学式については中学校が4月6日、小学校が4月7日ということで予定をしているところです。現在のところ、来賓については卒業式と同じような形で計画をしているところでございます。教育委員会、またはPTA会長等の来賓で、それ以外の来賓については今回はご遠慮いただくというようなことで、感染防止の対策の一環として進めるところでございます。

以上、早口で報告申し上げましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

進路は今年は今県立学校のほうも採点の見直しとか、そういうことが報道もされているところございまして、今年度分についてはもう既に見直し、確認が済んでいて、昨年度分、1年間保存になっていますので、それについて今また県立学校は全部やっているというようなところでございます。あまりにも過去が多かったのです。

中村委員
教育長

多いというのは、やっぱり記述式のところなのではないでしょうか。

詳細な報告がされていないのであれですが、これから検証委員会とかそういうことで。

中村委員

でも、開示請求とかがどんどん出てくると、今度は運営上非常に、そういう……。

教育長

ここで言えば内密の話にはならないのでしょうかけれども、高校はもう開示請求があるということをお前提に採点業務はやっているというのが、本市にも高校の籍で管理職をやっていた者がおりますので、高校は必ず開示請求が来るものだと。それに対応するために3人がかりでちゃんとやっているのだと。それでもああいうふうになるということに何か課題があるところかと。その改善をきつと検証委員会とか、または事務局方でこれから進められるのかなと。

中村委員

なかなか難しい問題ですけれどもね。実際問題、どういうふうな記述式の回答の仕方が考えられるかという。その場合の判断がね。

教育長 あまりにも多かったですからね。

北嶋委員さん。

北嶋委員 質問ではないのですけれども、卒業式が無事皆さんに卒業証書も手渡されたということで、大変よかったですと思います。古河市のほうでは延期になった学校もあるみたいなので、いろいろなところで縮小というかそういうので、校長先生なんかも今年の6年生がいろいろな意味で我慢強くやってくれたということで、皆さん何か感極まっていた温かい雰囲気での卒業式でしたので、本当によかったなと思いました。

教育長 大変お世話になりました、ありがとうございます。

本当に予定していたことが、ある程度対策を取りながらしっかり子供たちの節目をお祝いできている、挙行できているというのは、本当にありがたいなというふうに感じているところです。

質疑はそのほかよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 質疑がなければ、教育長報告は以上といたします。ありがとうございます。

◎報告第10号 結城市教育委員会準公金取扱規程の制定について

教育長 続きます、報告第10号 結城市教育委員会準公金取扱規程の制定について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 14ページになります。

報告第10号 結城市教育委員会準公金取扱規程の制定について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

実際の取扱い規定については、15ページ、16ページに記載されているところですが、この規則は結城市の会計規則及び結城市公営企業会計規則にも適用を受けない現金、つまり、例えば生涯学習課で事務局を持っている団体等のお金の取扱いにつきまして、これまではもちろん市のほうの会計規則に準じて取り扱っていたわけなのですけれども、明文化した規則というのがなかったのです。そのため、やはり明文化した規則があったほうが良いということで、今回その取扱いの方向について定めたものになります。基本的にはこれで新たに取扱い、やり方というのが変わるわけではありませんけれども、市の歳入であったり歳出、支出命令とか出納など、そういったものをきちんと明文化すると。ただ、一方今までも各団体で同じようなものは作っておりましたので、基本的に各団体で今まで作っていたものがあれば、この内容を満たしていれば、それはそのまま来年度も引き継ぐと、使用できるようになっております。これを制定することによりまして、かなりそのままそういう会計とかをしていることになりませんが、そういったことをなくすために今回制定をするものです。

以上です。

教育長 事務局より報告がございました。
ご質問等ございましたらお願いいたします。
事務局が設置したという協議会とか実行委員会とか。

生涯学習課長 条例等で設置しているものもありますし、例えば生涯学習課ですと文化協会事務局とか預かっているものがありますので、そういったものを含めております。

教育長 会計事務の適正化、事故防止というのをしているのだというような話はあったと思うのですが、しっかりした執行をされていかないと、当然。
この件について、ご質問のほうはよろしいでしょうか。
(発言する者なし)

教育長 それでは、質問がないようですので、報告第10号については終わりといたします。ありがとうございました。

◎報告第19号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の一部を改正する告示について

◎報告第20号 結城市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱の一部を改正する規程について

教育長 続きまして、報告第11号の前に、報告第19号、第20号、第21号について進めていきたいと思えます。
それでは、報告第19号及び20号については、議案第10号で審議いただいた件と同様に、押印に関する報告ですので、一括して報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 38ページになります。
報告第19号 押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の一部を改正する告示について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
内容は39ページになりますが、こちらの先ほどの議案第10号でご審議をいただきました押印の手続の改正に伴うもので、それに関連する告示について同じように改正をするものです。その内容は、39ページの第1条結城市社会教育主事の資格認定要項、第2条の結城市立公民館設備器具及び備品貸出要項、第3条の結城市立学校体育施設開放に関する実施細則、以上3点になります。
同じように、次の40ページになりますが、結城市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱の一部を改正する規程について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

内容は、やはり同じく41ページにあります。結城市訓令の結城市カラオケボックスの設置要綱がございますが、同じようにこちらにも申請書等に書かれていました氏名欄の印の字を削除して押印を廃止ということになります。

以上です。

教育長

事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

この印というのは、あくまでも本人の氏名の脇に印を押す。その本人の印ということですか。どんどん押印が不要になっていくというか、簡素化が図られるということなのでしょうね。

ご質問等よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

それでは、報告第19号及び20号については終わりいたします。

◎報告第21号 史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画の策定について

教育長

続きまして、報告第21号 史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画の策定について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

42ページになります。

報告第21号 史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画の策定について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

お手元に配付しておりますこちらの史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画、こちらにつきましては今年3月に策定をいたしました。その内容の概要版がこちらにありますので、こちらで説明をしたいと思います。

結城廃寺とその屋根瓦を生産いたしました結城八幡瓦窯跡は、国の指定史跡になっておりますが、上山川地区、上山川小学校の北西のところに所在する国の指定史跡です。奈良時代の初めに創建されて、室町時代の中頃まで約700年間相続した古代からの寺院になります。現在こちらにつきましては、平成30年度に国の公有化、買上げ等をして区域内の公有化が完了いたしまして、現在将来的には史跡公園として整備をするために、様々な今手続を行っているところです。その第1段階といたしまして、本年度この保存活用計画というものを策定したわけですが、この保存活用計画というのは、史跡を将来にわたって確実に保存し、有効的な活用を図っていくために、その基本となる指針を明らかにするために策定をしたものです。その内容ですが、まずめぐっていただいて、初めにということで、こちらについては結城廃寺の内容、概要について記載したものです。

3ページ、史跡の本質的価値ということになりますが、これは今後史跡の保存と活用を図る上で、その根拠について改めて史跡の価値づけを行っ

ているものです。下に5点書いてありますが、まず伽藍と呼ばれる主要な建物の跡の配置です。法起寺式から配置と呼ばれるものですが、門をくぐって左手に塔、右手に本堂がある。本堂と呼ばれますが、そういった伽藍配置が確認されていることや、その伽藍の屋根瓦にふきました瓦を生産した窯跡、その瓦窯跡がセットで確認されていること。また下総、当時は結城は下総国ですけれども、その下総国内だけではなく隣接する常陸国、茨城県や下野国、栃木県のお寺からの影響というものを強く受け、国を越えた交流というものが確認されていること。また、博仏ですとか塔心礎の舍利孔石蓋、下に写真ありますが、東日本からほとんど確認されていない、主に畿内から見つかるような遺物、遺構が出土しておりまして、古代における東国への仏教文化の伝播を究明する上で非常に重要な遺跡であること。また、法成寺と、そこに脚本がありますが、法の成る寺と書いてありますが、法成寺と書かれている文字瓦、瓦が発見されまして、当時の法号、お寺の名前が法成寺ということが確認されたということと、平将門の乱を記した将門記に出てくる、同じ法成寺という記載がありますが、そのお寺だということが確認されたということ。また、古代から室町時代まで700年間存続した数少ない古代寺院である。こういったことが史跡の価値ということになりますが、そのため国のほうの史跡にも指定されているということになります。

4ページからは大綱と基本方針ということで、その保存の方向性というのを記しております。

5ページ目になります。史跡の保存ですが、こちら指定区域内につきまして、3つの区域に分けて保存の今後の管理方針、また現状変更に対する取扱い基準を定めているところです。A地区の赤いところは、全て公有化が完了しているところです。B地区というのは、その下のほうに横にちょっと緑の線が見える。これは地中に霞ヶ浦用水、十四ヶ用水の管が埋設されているところで、農林水産省によって地上権が設定されているものです。したがって、今後管の布設替えですとかというときに、史跡の現状変更が届けが出される区域ですけれども、その際には史跡保全の観点から適切に処理する。あと1点、C地区の黄色いところです。これは上山川就業改善センターが造られたというときよりも、恐らく上山川中学校が造られたときかと思うのですけれども、相続の関係で登記が残ってしまっているところでもあります。これも将来的には公有化をしていきたいというところがございます。管理自体は市のほうで管理しておりますので、問題はないのですけれども、登記だけは残っているというところになります。

6ページにつきましては史跡の活用で、今後どのように活用していくか、生涯学習の拠点であったり学校教育、地域活性化、観光資源などの面からこちらを活用できるような史跡整備をしていきたいということになります。では、今後こういった形で史跡整備をしていくかというのは、令和3年度、4年度、これから2年間かけて史跡整備基本計画策定をしていきたいとい

うふうに考えております。

最後 8 ページには、管理運営体制の整備とかが記載しております。今後この保存管理計画は市のほうのホームページ等にアップするとともに、4 月には議員のほうにも配付をしたいと考えております。

今後の史跡整備までの流れですけれども、先ほど申しましたとおり、令和 3 年、4 年度に史跡整備基本計画を策定をいたします。その後、その基本計画に伴って、現地での発掘調査が恐らく入ってくると思います。その後、史跡整備実施計画を作って実際の工事着手ということになるということと考えております。

以上です。

教育長 事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

今のこの概要版の 8 ページの実施期間というのを見ると、やはり長期スパンなんだなというのを……。

生涯学習課長 そうですね。15 年と設定していますけれども、15 年あれば整備はどのようになるかというようなことで……。

教育長 皆さんできるだけ早くというご意見が聞こえてきているところですので、万難を排して、結城の宝であります但日本国の宝でもあります。

質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ご質問よろしいですかね。

資料のほうはまたかなりの量がございまして、ゆっくりとまた目を通していただければと思います。

それでは、報告第 21 号については終わりいたします。ありがとうございました。

◎報告第 11 号 結城市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程について

◎報告第 12 号 結城市教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程について

◎報告第 13 号 結城市教育委員会告示の読点の表記を改める要項について

教育長 続きまして、23 ページのほうにお戻りをいただきまして、報告第 11 号、12 号、13 号について、議案第 9 号で審議していただいた件と同様に読点の表記を改めるものでございますので、一括して報告をしていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

学務係長 それでは、次第の 23 ページ。

報告第 11 号 結城市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

次の24ページがその公布文になります。

続きまして，25ページをお開きください。

報告第12号 結城市教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

26ページがその公布文になってございます。

続きまして，27ページでございます。

報告第13号 結城市教育委員会告示の読点の表記を改める要項について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

次の28ページがこの公布文になってございます。

報告第11号，12号，13号につきましては，先ほどご説明いたしました議案第9号と同様の改正要旨でございます。こちらは教育委員会で所管しています訓令，それから告示。先ほどは規則だったわけですが，こちらはその中で表記として使われている読点を，カンマからテンに改めるというものになっております。例規につきましては，文例の中で横書きで，文字数ですとか文字のフォントのサイズですとか，そういったものを定めておきまして，そこではカンマで区切る規定になっているのですが，そこを改めます。先ほど中村委員さんのほうから縦書き文書ということであったのですが，そちらに関しましては一般文章という形で，この規則の中で使っている規則の範囲外ということなので，そもそもテンが使われていたということになるかと思うのですが，今回はその例規中のカンマをテンに改めるということで，それぞれの規則は規則で改正しまして，訓令は訓令で改正するというので，こういうふうな細かい改正になってございます。

報告は以上になります。

教育長

事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ご質問はよろしいですかね。

それでは，報告第11号，12号及び13号については終わりいたします。

◎報告第14号 結城市奨学金給付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

教育長

続きまして，報告第14号 結城市奨学金給付基金の設置及び管理に関

学務係長 する条例施行規則の廃止について，事務局の説明をお願いいたします。
それでは，29ページになります。
報告第14号 結城市奨学金給付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。
30ページになります。
こちらが規則改正の公布文になります。こちらにつきましては，令和2年結城市議会第4回定例会に上程をし，議決をいただきました結城市奨学金給付基金の設置及び管理に関する条例の廃止に伴いまして，同条例施行規則である当該規則を廃止したものでございます。公布日につきましては，条例に合わせ令和2年12月23日としております。この廃止をしました結城市奨学金給付基金でございますが，こちらは結城看護専門学校の学生に対して給付をしていた奨学金でございますが，このたび条件付の返還免除型の結城市奨学金ができましたので，そちらに基金を統合して廃止をしたということでございます。
報告は以上になります。

教育長 事務局から報告がございました。
ご質問等ございましたらお願いいたします。
(発言する者なし)

教育長 ご質問はよろしいでしょうか。
それでは，報告第14号については終わりいたします。

◎報告第15号 結城市教育委員会事務決裁規定の一部改正について

教育長 続きまして，報告第15号 結城市教育委員会事務決裁規定の一部改正について，事務局より説明をお願いいたします。

学務係長 それでは，31ページになります。
報告第15号 結城市教育委員会事務決裁規定の一部改正について。
上記のことについて別記のとおり報告する。
令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。
34ページがその改正の公布文になってございます。
こちらにつきましては，令和3年4月1日に施行する結城市情報公開条例の改正に伴う当該規程の改正になります。内容は，公開，非公開の表記を開示，不開示に改める主旨となっております。
報告は以上になります。

教育長 事務局より報告がございました。
ご質問等ございましたらお願いいたします。
いいですか。公開，非公開という言葉を開示，不開示という言葉に改める。この文言からはそれは読み取れないんだけども。

学務係長 そうですね。別表の中に括弧書きのほうで、公開または非公開に基づく請求に対することに改正はなっているのですが、これによりまして、公開、非公開という文言そのものがなくなりますので、使用しないというような形になります。

教育長 公開、非公開という文言でなく、開示、不開示という文言を使っていくようになると。こういう会議とかそういうときにも。

学務係長 決定する文書なんかを請求のあったときに出すのですが、そういうときには開示したりとか非開示にしたりとかという文章を発するときには、そういった言葉を使うということになります。公開しますとか非公開ですという言葉ではなくて、開示、不開示というふうな表記に変わっていくというふうには。

教育長 表記が。書類でこう求められたり何かしたときの取扱いと。分かりました。

 そのほか、ございますでしょうか。

 (発言する者なし)

教育長 ご質問はよろしいですかね。

 それでは、報告第15号については終わりといたします。

◎報告第16号 結城市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について

教育長 続きまして、報告第16号 結城市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について、事務局の説明をお願いいたします。

学務係長 それでは、33ページになります。

 報告第16号 結城市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について。

 上記のことについて別記のとおり報告する。

 令和3年3月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

 34ページがその改正の公布文になってございます。こちらは令和2年度において新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としまして、国の補助金を活用し、各学校に100万円から200万円の消耗品、備品等の予算を配当いたしました。この予算は学校長の権限において子供たちの安心、安全を優先して執行できるものとなっております。その学校長の委任事項を明確にするために、国や県の交付金、補助金を活用した場合、支出負担行為や支出命令に関する事項を別表に追加いたしまして、柔軟な対応ができるようにということで、改正をいたしました。

 報告は以上になります。

教育長 事務局から報告がございました。

 ご質問等ございましたらお願いします。

 今年度は国のコロナ対応のために、各学校単位当たり100万円とか200万円とか、規模に応じてコロナ対応の消耗品とか、様々な対策に使

ってくれと。それは校長の決裁で進めていいというふうに、今回規定するということですか。

学務係長 おっしゃるとおりでございます。

教育長 今まではどういう規定だった。

学務係長 金額によりましては、学校教育課の合議ということで、伝票を回すときに審査を受ける形になります。実はこれは20万円以上というような金額になるのですけれども、どうしてもコロナ対策の備品の中で、空気清浄機ですとか、まとまった数買いますと20万円を超えてきてしまうので、そういった場合には審査を受けるということもあるのですけれども、現場を優先して、いち早く子供たちのために使いたいということであれば、こうした規定がありますと、市の審査を経ないでも執行ができますので、そういった柔軟性を持たせるというような内容になっております。

教育長 スピード感をもって対応できるような態勢で。適正に処理は当然していくところでしょう。ありがとうございます。

ほかにご質問はよろしいですかね。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第16号については終わりといいたします。

◎報告第17号 学校医の解嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎報告第18号 「結城市学校施設個別施設計画」に係るパブリックコメントの実施について

教育長 続きまして、報告第18号 「結城市学校施設個別施設計画」に係るパブリックコメントの実施について、事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長補佐 次第の37ページをご覧ください。

報告第18号 「結城市学校施設個別施設計画」に係るパブリックコメントの実施について。

上記のことについて別記のとおり報告する。

令和3年3月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

資料のほうとしましては，別紙でありますこの概要をご覧ください。

こちらの計画を策定した経緯といたしましては，公共施設の老朽化に対しまして，総合的かつ計画的な管理を推進するために，平成29年の3月策定されました結城市公共施設等総合管理計画にて示された方針に基づきまして，各個別の施設，学校施設，個別の施設の計画を策定したものでございます。

では，こちらの別紙に沿って説明させていただきます。

こちらの計画は目次のとおり，第1章から第7章までの構成となっております。

まず1ページ，第1章，学校施設の長寿命化計画の背景，目的ということで1番，計画の背景と目的になります。

老朽化の進んだ学校施設の現状と課題を把握し，従来の経年劣化による改修や改築に多額の費用をかけるのではなく，現有施設を長期間使用できる状態を維持するために，長寿命化によりトータルコストの削減と，予算の平準化を図ることを目的としております。

続きまして，2ページ目の計画期間になります。

計画期間は，令和2年度から令和42年度の40年間の長期方針と，今後10年間の具体的な整備方針を策定いたします。

続きまして，その他，4番，対象の学校施設は小学校9校の23棟と，中学校3校の13棟になります。主な建物としましては，校舎，体育館，武道場となっております。

続きまして，3ページ目からは第2章，学校施設の一覧となっております。

5ページ目以降に児童生徒数，学級数の推移，市の財政状況及び過去5年間の学校施設維持管理費を記載しております。

続きまして，10ページ目からが学校施設を実際に調査した結果の状況となっております。

まず，調査は学校，建物の本体であります躯体というものを評価いたします。校舎等の鉄筋コンクリート造りは，耐震，壁を壊す，コンクリートに穴を空けて，コア抜きということなのですけれども，こちらを行いました。圧縮強度，あと体育館等の鉄骨造りに関しましては，各部材の腐食状況を診断いたしました。

17ページと18ページをご覧ください。

こちらが診断結果の一覧となっております。診断の結果，小学校，中学校の全施設ともコンクリートの圧縮強度は13.5ニュートンパー平方ミリメートル以上ということで，また鉄筋，鉄骨は著しい腐食は確認できなかったため，全建物とも長寿命化が可能と判断いたしました。

続きまして，19ページからが，この全建物の躯体以外の部分の劣化状況を調査したものになります。

調査箇所は屋根，屋上，外壁，内部の仕上げの調査，また電気及び躯体設備を評価いたしました。学校ごとに資料があります。

その結果をまとめたものが32ページでございます。小さくて見えづらいのですが，一番右側の列に健全度という欄がございますが，こちらには数値が入っているかと思うのですけれども，例えば左側，通し番号の6番，城南小学校の中校舎（2）と書いてあるところなのですが，こちらは2年前に増築いたしました城南小学校中校舎のところになりますので，新しいというのもありまして，今現在は100点という形になっております。また，通し番号2番，結城小学校の東校舎及び番号9番，結城西小学校の南校舎がいずれも健全度40点ということで，一番低い評価となっております。

今後改修等の検討をすべき優先順位としての指標という形になります。

34ページの3章から5章までにつきましては、基本的な学校施設の目指すべき姿という章になっておりますので、説明を省略させていただきます。

また、公共施設の更新の時期というものは、学校施設では40年としまして、事後保全型がとられています。それを80年とする長寿命化を今後は行っていくというような形の更新になっております。

引き続き、41ページをご覧ください。

それでは、41ページ目からは第6章、長寿命化の実施計画になってございます。

まず、42ページのグラフをご覧ください。

従来型の事後保全型のコストというものは、ほとんどの学校施設が築40年経過しておりますので、今後10年間で改築する時期となります。本計画の40年間では、グラフの右上にありますとおり340億円の総額となっております。

続きまして、44ページをご覧ください。

こちらを更新の周期を80年とした長寿命化としたときのコストと、さらに平準化をしたというような形を取りますと、こちらのグラフの右上にありますとおり、40年間の総額が261億円になり、先ほどの事後保全型と比べ約23%の縮減が可能となります。

続きまして、45ページの表をご覧ください。

こちらがこの長寿命化に当たる今後の10年間の具体的な修繕の計画となっております。長寿命化の改修工事だけでなく、大規模改修工事を実施していくというような形です。色分けされていますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

築年数だけではなくて学校施設全体の劣化状況や、児童生徒数などを総合的に考慮し計画したものになっています。

最後に、本計画の長寿命化のコストの見通しと長寿命化の効果として、今後40年間を見た場合、長寿命化・改修することは、一定の効果が得られると考えています。しかしながら、長寿命化の計画、運用だけでは、今後市の財政状況と対応、市の財政状況では対応できないことなども視野に入れまして、将来の児童生徒数を見込んだ学校施設の配置や規模、運営面など多面的に、5年ごとに計画のほうは見直していくというような考えでございます。

また、プール施設等の検討や学校再編につきましても、令和2年度から開始されました結城市学校適正配置等の推進事業によります学校施設の適正規模、適正配置の検討及び進捗状況を踏まえながら、計画の変更を図っていくということで考えております。

概要につきましては大体以上になります。

それで、今回の学校施設個別施設計画と一緒に教育委員会のほうで所管

しております。その他の山川新宿中央集会所等の集会施設、あと情報センター、文化センターアクロス等の文化施設、図書館などの社会教育系の施設、鹿窪運動公園やパークゴルフ場などのスポーツ関連の施設、それと学校給食センターなどの施設につきましては、市の公共施設マネジメント推進室というところで同様の計画を今策定しております。同じような形で進めてございます。今後の予定としましては、3月22日に結城市の行政改革推進本部会のほうに諮りまして、その翌日3月23日に結城市議会議員への説明会を実施しています。今後は本日の定例会を踏まえまして、3月30日から4月19日の期間におきまして、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様のご意見を伺いたいと思っています。その後、その意見を反映したものを作りまして、再度部長会、本部会に諮りまして策定という形の予定となっております。

以上でございます。

教育長

ただいま事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員、お願いします。

中村委員

この壮大な計画を、ちょっと自分は分かりかねるのだけれども、まずこのマネジメントというか策定というのは、これは自前でやられたのですか、市の。それとも外注で。

学校教育課長補佐 外注です。

中村委員

外注ですよ。田舎にこういうことできる部署ないですものね。これは一般論だと思うのですが、先ほど話もあったように、例えば統廃合の問題とか、必ずこれ出てくると思うのです。そういったときのやっぱりある程度のシミュレーションというのは、外注するのでもいいと思うのだけれども、ある程度この部内というか、内輪でやはり作っておく必要がありますよね。そんなに遠く、例えば40年見通さなくても、必ずそういう問題が出てくると思うのです。とにかくお金がかかるというか、恐らく国の補助なんかかなりあるのかもしれませんが、それにしても単独で出費しなければならないところ、たくさん出てくると思うし、結局財政がかなり逼迫すると思うので、その辺どういうふうにするのが一番いいかと。やはりお金というのは大きな問題ですよ。例えば学校関係なんかのこのシステム、いろいろなハード面とかの導入なんかもどんどん進んでいきますし、先ほどの300億円、400億円プラスかなりの大きなウエイトがまたかかってくるような、そういう設備の投入なんかも必要になってくるし。いずれにしてもほかのこういう場合の計画というかシミュレーションというの、ある程度は考えて。議会なんかで議論するのもいいと思うのですけれども、大変ですよ、これは。

教育長

結城市は学校の校舎は遅れているから、もう他市は大体中学校当たりは改修、長寿命化じゃないけれども、建て替えとか済んでいますものね。

中村委員

だからそう。金額的に考えても、例えば、これどちらが先かというのが

いろいろ問題あるけれども、ここに学校内、それに付随する施設を長寿命化として健康診断をして、長寿を図っていくというよりも、新たにという、例えば統廃合みたいな、そこに係る経費の試算をしたまま、何かこれかなりいいぞということがあると思うのです。その辺の試算的なシミュレーションも、やはり市独自でやっていったほうがいいかもしれない。

教育長 そのほか、どうぞ。

岩崎委員さん。

岩崎委員 今後10年間、45ページの実施計画を見た感じでいくと、校舎関係の大規模な改修工事が、この四川地区がそっくり入っていないというのは、これはもしかして、その辺はあれなのかなと。

学校教育課長 やはり今後想定される、今年度から検討が始まりましたので、それを踏まえてこの四川地区については今後10年間ということで、大規模とかというのはちょっと除いた計画としております。

教育長 何らかの対応はしなきゃならないというのが現実ですものね。長期のスパンで見れば。これを今度パブリックコメントやって、さらに再度計画のほうを徹底していくと。また、同時に状況を見ながら見直しも含めて対応していくかだね。

ご質問のほうよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第18号については終わりといたします。

以上で報告事項は終わりでございます。

続きまして、次第にはございませんが、私から教育委員会にご報告がございます。

教育長の職務代理者ということで、令和2年4月1日から北嶋委員さんに就任をいただいて、1年間お世話になっているところでございます。大変お世話になります。令和3年の4月1日からは、岩崎委員さんに教育長職務代理者として1年間お力添えをいただく形であればと思います。北嶋委員さんには職務代理ということで、大変1年間お骨折りをいただきまして、ありがとうございます。今年はコロナ禍ということで、なかなかいろいろな会合なりイベントとか、そういう部分が制限されていたところでございますが、お骨折り大変ありがとうございます。引き続き委員としてご尽力のほうお願いできればと思います。

一言、北嶋委員さんのほうからお話いただいて、その後岩崎委員さんのほうからご挨拶等を頂戴できればと思います。

北嶋委員 職務代理者として充て職みたいな形で参加することが多かったのですけれども、やはりコロナの影響で会議そのものがなくなって、すごく分厚い資料だけがうちに送られてくるような感じだったので、一通り目を通して分らないことだらけで、取りあえず綴じて、時間があるときは読むようにしているのですけれども、また次岩崎さんになったときは、多分活発な意見も出してくれるでしょうから、よろしく願います。

教育長 本当に6次総の計画とかそういうのも、委員さんにいろいろそういう立場でお入りいただいたり。でも、資料ばーんと来るのはね。直接いろいろこう会合でやれば随分違うのでしょうけれども。大変お世話になりました。また31日の辞令交付もごございますので、よろしくお願ひします。

では、岩崎委員さんお願ひいたします。

岩崎委員 教育長職務代理者ということで、仰せつかったわけですがけれども、今年もその部分はまだよく分からないので、皆様からいろいろご指導いただきまして、何とか務めさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長 それでは、以上で本日の案件は終了いたしました。

慎重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和3年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時35分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員